

静岡市「政務調査費 規則」、「政務活動費 条例案」別表比較(比較のために項目順を並び替えてあります。)

政務調査費 規則 別表		H24.12.25提示の 政務活動費 条例案 別表		H25.1.16提示の 政務活動費 条例案 別表	
項目	内容	項目	内容	項目	内容
1 研究研修費	研究会、研修会等を開催するために必要な経費又は他の団体が開催する研究会、研修会等に参加するために必要な経費 (会場費、講師謝金、出席者負担金、茶菓子等)	調査研究費	市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費	調査研究費	市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に 要する 経費
		研修費	研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費	研修費	研修会の開催に 要する 経費又は団体等が開催する研修会の参加に要する経費
2 調査旅費	調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 (旅費、自動車借上料、ガソリン代等)	会議費	各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への参加に要する経費	会議費	各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への参加に要する経費
		要請・陳情活動費	要請、陳情活動を行うために必要な経費	要請・陳情活動費	要請 及び 陳情活動に 要する 経費
3 資料作成費	調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費(印刷製本、原稿の作成、コピー使用料、写真現像代等)	資料作成費	政務活動に必要な資料の作成に要する経費	資料作成費	必要な資料の作成に要する経費
4 資料購入費	調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費	資料購入費	政務活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費	資料購入費	必要な図書、資料等の購入に要する経費
5 広報費	調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、又は広報するために要する経費 (広報紙、報告書印刷代、送料、会場費等)	広報費	政務活動、市政について住民に報告するために要する経費	広報広聴費	1 第7条の政務活動 及び 市政について住民に報告するために要する経費 2 住民からの市政及び会派又は議員の活動に対する要望 又は 意見の聴取、住民相談等に要する経費
6 広聴費	住民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見等を吸収するための会議等の開催に要する経費 (会場費、印刷費、茶菓子代等)	広聴費	住民からの市政及び会派又は議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費		
7 人件費	調査研究活動を補助する職員の雇用に要する経費	人件費	政務活動を補助する職員を雇用する経費	人件費	第7条の政務活動を補助する職員 の 雇用 に 要する経費
8 事務所費	調査研究活動のために必要な会派の事務所の管理に要する経費(事務所の維持管理費、消耗品、備品・事務機器等の購入費及び賃借料)	事務所費	政務活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費	事務所・事務費	1 必要な事務所の設置 及び 管理に要する経費 2 第7条の政務活動に伴う通信、交通、消耗品 及び 備品に要する経費
9 その他の経費	上記以外の経費で調査研究活動のために必要な経費	その他の経費	上記以外の経費で政務活動のために必要な経費		